

当直医当番表



時間外の急な病気の診察には、当番医をご利用ください。

医科【平日夜間】午後7時～9時

【土曜日】午後2時～6時

【日曜・祝休日】午前9時～正午・午後2時～6時

歯科【日曜・祝休日】午前9時～午後4時

救急指定病院（けが、事故等）

【日曜・祝休日】午前9時～翌日午前9時

1 (日)	【医科】知立団地中央診療所(☎81-3405) 【歯科】山田歯科医院(☎82-6523) 【救急】富士病院(☎85-1000)
2 (月)	富士病院(☎85-1000)
3 (火)	秋田病院(☎81-2763)
4 (水)	秋田病院(☎81-2763)
5 (木)	富士病院(☎85-1000)
6 (金)	富士病院(☎85-1000)
7 (土)	大岩内科クリニック(☎85-1177)
8 (日)	【医科】富士病院(☎85-1000) 【歯科】歯科知立駅前クリニック(☎82-6711) 【救急】秋田病院(☎81-2763)
9 (月)	富士病院(☎85-1000)
10 (火)	富士病院(☎85-1000)
11 (水)	秋田病院(☎81-2763)
12 (木)	秋田病院(☎81-2763)
13 (金)	富士病院(☎85-1000)
14 (土)	大山クリニック(☎82-0106)
15 (日)	【医科】松井医院内科・胃腸科(☎81-0005) 【歯科】野村歯科(☎83-0138) 【救急】秋田病院(☎81-2763)
16 (月)	秋田病院(☎81-2763)
17 (火)	富士病院(☎85-1000)
18 (水)	富士病院(☎85-1000)
19 (木)	秋田病院(☎81-2763)
20 (金)	秋田病院(☎81-2763)
21 (土)	おがわ内科・循環器科(☎81-7011)
22 (日)	【医科】水野内科クリニック(☎82-8200) 【歯科】磯貝歯科医院(☎81-3017) 【救急】富士病院(☎85-1000)
23 (月)	秋田病院(☎81-2763)
24 (火)	秋田病院(☎81-2763)
25 (水)	富士病院(☎85-1000)
26 (木)	富士病院(☎85-1000)
27 (金)	秋田病院(☎81-2763)
28 (土)	かみやクリニック(☎81-0052)
29 (日)	【医科・救急】富士病院(☎85-1000) 【歯科】小塩歯科医院(☎82-1811)
30 (月)	富士病院(☎85-1000) 【歯科】いまむら歯科・矯正歯科(☎81-0418)
31 (火)	【医科・救急】秋田病院(☎81-2763) 【歯科】ちりゅう京極歯科(☎82-5030)

当直医は都合により変更することがありますので、電話で確認のうえ受診してください。

◎刈谷医師会休日診療所（内科・小児科）（刈谷市一色町 ☎24-1111）

▶診療日 日曜日、祝日、年末・年始（診療時間につきましては、直接上記へお問合せください。）

診療時間外の急病、ケガ等…「救急指定病院」（当番医）（上記の時間内）または「救急医療情報センター」（☎36-1133）へ。

※小児救急電話相談 毎日 午後7時～翌朝8時まで

（☎短縮番号＃8000または052-962-9900）

※木曜日休診の歯科医について 緊急の場合には木曜日でも受診できる歯科医があります。保健センター（☎82-8211）へお問合せください。



12月の行事予定



2 (月)	市議会12月定例会 本会議（開会・提案説明）
4 (水)	市議会12月定例会 本会議（一般質問）
5 (木)	市議会12月定例会 本会議（一般質問）
6 (金)	市議会12月定例会 本会議（一般質問）
7 (土)	第14回愛知駅伝（愛・地球博記念公園）
10 (火)	市議会12月定例会 本会議（質疑） 予算・決算委員会
12 (木)	市議会12月定例会 市民福祉委員会 予算・決算委員会分科会
13 (金)	市議会12月定例会 建設水道委員会 予算・決算委員会分科会
15 (日)	弘法笑店街「道の市」（9：00～ 弘法さん境内および駐車場）
16 (月)	市議会12月定例会 企画文教委員会 予算・決算委員会分科会
17 (火)	市議会12月定例会 予算・決算委員会分科会（予備日） 弘法さん命日（旧暦11月21日 弘法通り交通規制）
19 (木)	市議会12月定例会 予算・決算委員会 議会運営委員会
20 (金)	市議会12月定例会 本会議（討論・採決・閉会）
28 (土)	消防団年末警戒（30日まで）



輝くまち みんなの知立



私は、毎朝、市役所まで徒歩で通勤しています。その際、時々、犬の散歩をされている方と出会うことがあります。過日、犬がおしっこをしたところに飼い主が水を掛けていらっしました。私が過去に愛犬の散歩をしていた頃は、そうした行為が徹底されていなかったと深く省察しました。

知立市には環境美化を推進するために、「愛犬マナー宣言」という制度があります。宣言内容は6項目あり、いずれも他人に迷惑をかけないよう飼い主が責任をもって愛犬を飼育するという意識を再確認するものとなっています。

水をかけるという行為には、多くの方々が利用する道路を気持ちよく通れるようにしたいという思いやりの心が溢れています。

これからも、飼い主の皆様には、知立市が安心してきれいなまちになりますようご理解とご協力をお願いするとともに、ご賛同いただける方は、ぜひ「愛犬マナー宣言」をしていただきますようお願いいたします。

知立市長 林郁夫

